

川越町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

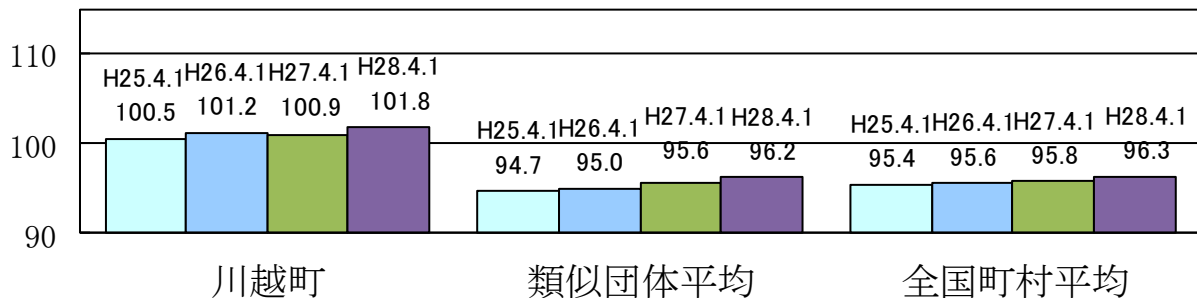
区分	住民基本台帳人口 (28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 14,922	千円 6,356,656	千円 462,790	千円 909,604	% 14.3	% 14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与 費 B/A	(参考)類似団体一 人当たり給与費
		給料	職員手当	職・働当	計 B		
27年度	人 100	千円 369,257	千円 85,850	千円 145,361	千円 600,468	千円 6,005	千円 5,491

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
 ※ 平成28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

今後は、人事院勧告や三重県人事委員会勧告及び近隣市町の動向並びに民間企業等の経済情勢を鑑み、地域の実情を反映しつつ、適切な給与水準を目指す。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取
り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.3%引下げ。1級（全号級）及び2級12号給までは引
下げなし。3級以上の級の高位号給は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3
年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。医療職（一）については引下げなし。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%に対し、川越町においては4.5%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年4月1日時点は4%、給与改定
後は平成27年4月に遡及し4.5%を支給。

（参考）

	平成26年度の支 給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の 支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割 合	0%	0%	0%	0%
川越町の支給割合	4%	4%	4.5%	4.5%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成28年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川越町	39.8歳	316,500円	401,611円	361,201円
三重県	43.5歳	347,163円	450,412円	円
国	43.6歳	331,816円	—	410,984円
類似団体	41.4歳	304,130円	348,704円	326,685円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
川越町	58.3	5人未満	258,600	278,266	275,866	—	—	—	—
うち学校給食	*	*	*	*	*	調理士	41.7	258,800	*
その他	*	*	*	*	*	—	—	—	*
三重県	50.6	—	351,193	409,230	—	—	—	—	—
国	50.4	2,876	287,447	—	329,358	—	—	—	—
類似団体	51.2	6	289,076	305,697	296,962	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
川越町	4,684,792	—	—
うち学校給食	*	3,479,900	*
その他	*	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成24～26年の3ヶ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該欄はすべてアスタリスク(*)とし、対象となる職員数が3人又は4人の場合は、職員数の欄に「5人未満」と記載している(その他数値のない欄についてはすべてハイフン(-)としている。)

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		川 越 町	三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	184,800円	189,200円	176,700円
	高 校 卒	155,800円	154,900円	144,600円
技能労務職	高 校 卒	164,900円	154,900円	—
	中 学 卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成28年4月1日現在）

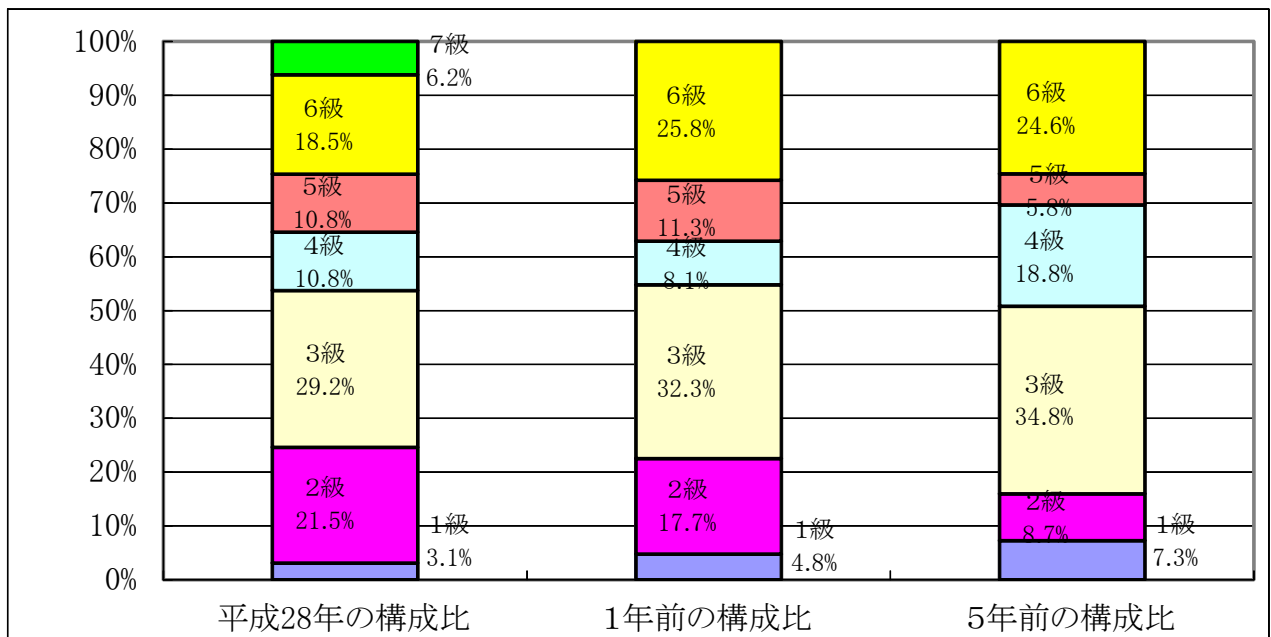
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	255,400円	324,100円	368,400円	395,100円
	高 校 卒	円	円	355,800円	373,400円
技能労務職	高 校 卒	円	円	円	円
	中 学 卒	円	円	円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成28年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	参事	4人	6.2%	361,300円	443,700円
6級	課長・主監	12人	18.5%	317,000円	409,000円
5級	課長補佐・主幹	7人	10.8%	286,200円	391,800円
4級	係長・主査	7人	10.8%	259,900円	379,800円
3級	主任	19人	29.2%	226,400円	348,800円
2級	主事・技師	14人	21.5%	190,200円	303,000円
1級	主事補・技師補	2人	3.1%	140,100円	246,100円

- (注) 1 川越町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成 18 年に 8 級制から 6 級制に変更し、平成 19 年に 7 級制を導入している（旧給料表の 1 級及び 2 級並びに 4 級及び 5 級をそれぞれ統合）。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成 28 年 4 月 2 日から平成 29 年 4 月 1 日 までにおける運用	川越町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（平成28年4月1日現在）

川越町	三重県	国
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,485 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,656 千円	—
(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)	(28年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60月分 1.60月分 (1.45月分) (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

平成28年度中における運用	川越町		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（平成28年4月1日現在）

川越町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 (2%～45%加算)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 20.445月分 25.55625月分 勤続25年 29.145月分 34.5825月分 勤続35年 41.325月分 49.59月分 最高限度額 49.59月分 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例加算 (2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 10,628千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		19,607千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		176,638円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越町	4.5%	111人	0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 （ラスパイレス指数）		106.4 (101.8)	

（注） 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績（27年度決算）		261 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）		16,281 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（27年度）		14.16 %		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （26年度決算）	左記職員に対する支給 単価
町税事務及び国保事務従事職員の特殊勤務手当	税務課職員 町民保険課職員	町税滞納整理業務 国保税滞納整理業務	16千円	日額 500円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	産業建設職員	用地交渉業務	1千円	日額 500円
犬猫等死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	環境交通課職員	犬猫等死体処理業務	4千円	日額 1,000円
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	直営診療所放射線技師	放射線取扱業務	120千円	月額 10,000円
直営診療施設の医療業務に従事する看護師の特殊勤務手当	直営診療所看護師	直営診療所医療業務	108千円	月額 3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（27年度決算）	36,555千円
職員1人当たり平均支給年額（27年度決算）	435千円
支給実績（26年度決算）	35,762千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）	436千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（27年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者なしの1人目 11,000円 上記以外1人につき 6,500円 満16歳～22歳の子の加算 5,000円	同		11,233千円	238,989円
住居手当	借家（家賃12,000円以上） 最高支給限度額 27,000円 持家 3,400円	異	国は、持家支給なし	5,122千円	100,432円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 距離区分に応じ 2,000円～31,600円	異	交通用具使用者について2km以上から距離区分に応じ支給	4,058千円	57,975円
管理職手当	参事 68,200円 課長 53,700円 主監 41,900円 園長 42,900円 診療所所長 88,600円	異		15,437千円	571,728円

5 特別職の報酬等の状況（平成28年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	840,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000 円 / 534,800 円	
	副 町 長	651,000 円 (— 円)	680,000 円 / 509,200 円	
報 酬	議 長	327,000 円 (— 円)	354,000 円 / 243,000 円	
	副 議 長	260,000 円 (— 円)	306,000 円 / 192,000 円	
	議 員	230,000 円 (— 円)	288,000 円 / 175,000 円	
期 末 手 当	町 副 町 長	(28年度支給割合) 4.20 月分		
	議 副 議 長 員	(28年度支給割合) 4.20 月分		
退 職 手 当	町 副 町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	備 考	1月につき 給料月額×41.6/100 1月につき 給料月額×25.0/100	16,773,120円 7,812,000円	任期終了時 任期終了時

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

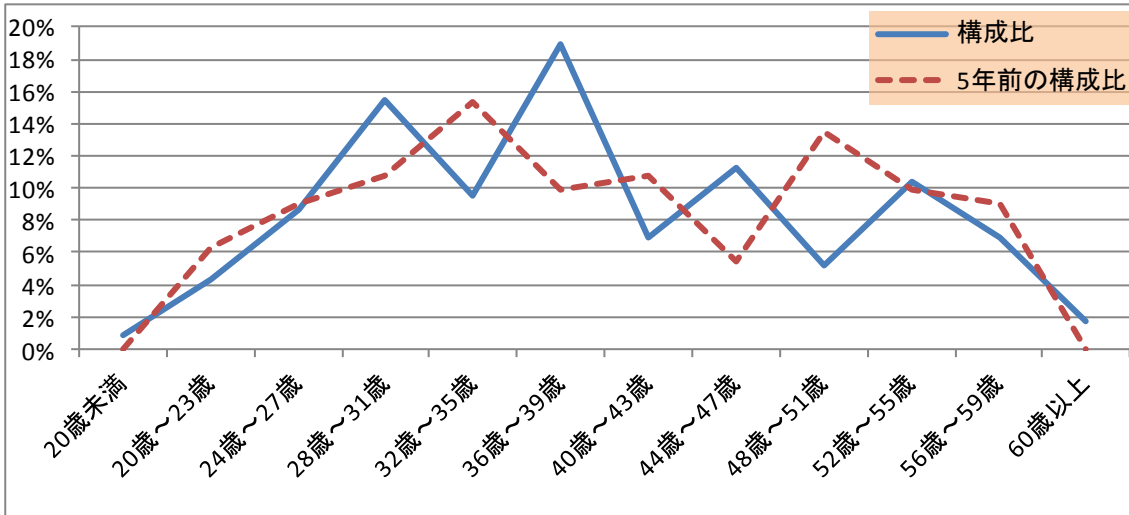
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成27年	平成28年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務 企 画	18	18	0	
		税 務 林 水	8	7	-1	
		農 林 水 産	2	2	0	
		土 木 生 産	6	6	0	
民 生 生 産		29	29	0		
		衛 生	11	12	1	
		計	76	76	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 50.93人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 80.51人)
		教育部門	24	24	0	
		小 計	100	100	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 67.02人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 98.63人)
会 公 計 営 部 企 門 業 等	水 道 下 そ の 他		3	3	0	
			2	2	0	
			11	11	0	
		小 計	16	16	0	
合 計			116 [136]	116 [136]	0	<参考>人口1万人当たり職員数 77.73人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成28年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	5人	10人	18人	11人	22人	8人	13人	6人	12人	8人	2人	116人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年 度	23年	24年	25年	26年	27年	28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	74	76	75	79	76	76	2 (2.7%)
教育	20	23	24	24	24	24	4 (20%)
普通会計計	94	99	99	103	100	100	6 (6.4%)
公営企業等会計計	18	17	19	16	16	16	△2 (△11.1%)
総合計	112	116	118	119	116	116	4 (3.6%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
27年度	327,687	△3,422	29,744	9.1	9.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	3	13,988	3,166	5,852	23,006	7,669	6,005

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成28年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越町	48.0歳	418,152円	639,050円
市町村平均	39.8歳	316,500円	401,611円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川 越 町	川越町一般行政職
1人当たり平均支給額 (27年度) 1,951 千円	1人当たり平均支給額 (27年度) 1,485 千円
(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)	(28年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.60月分 (0.75月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成28年4月1日現在）

川越町			川越町一般行政職		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例加算 (2%～45%加算)			定年前早期退職特例加算 (2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
26,581千円			12,364千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24,25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		676千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		225,183円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
川越町	4.5%	3人	4.5%

エ 特殊勤務手当（平成28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		40千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		13,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		100%		
手当の種類(手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(27年度決算)	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	上下水道課職員	用地交渉業務	0千円	日額500円
水道料滞納整理手当	同上	上下水道料滞納整理業務	40千円	同上

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	950千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	316,777円
支給実績(26年度決算)	1,276千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	425,310円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(27年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者なしの1人目 11,000 円 上記以外1人につき 6,500 円 満16歳～22歳の子の加算 5,000 円	同		390 千円	130,000 円
住居手当	借家(家賃12,000円以上) 最高支給限度額27,000円 持家 3,400円	同		324 千円	108,000 円
通勤手当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 距離区分に応じ 1,000円～24,500円	同		144 千円	48,000 円
管理職手当	課長 52,894円	同		635 千円	634,728 円